

株式会社電通北海道 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
2. 目標と取組内容

数値目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

毎年 の社員採用(キャリア採用含む)にあたり、直近3事業年度の平均女性採用率を 50%以上とする。

〈取組内容〉

- ・女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報実施
(2025 年 4 月～通年)

数値目標2（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

女性管理職割合(部長以上)を 18%以上とする。

〈取組内容〉

- ・社内外のキャリア形成支援などの研修実施・参加(2025 年 6 月～)

数値目標3（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標）

育児休業の取得率を次の水準にする。

女性社員、男性社員とも・・・取得率を 100%とすること

〈取組内容〉

- ・仕事と育児の両立に関する制度の定期的周知(各事業年度 4 月～および法改正時)
- ・取得対象者への個別説明案内・実施(随時)

数値目標以外の取り組み

職場風土に関する取り組み

- ・利用可能な各種両立支援制度に関する社員への周知(各事業年度 4 月～)
- ・社内の全員活躍プロジェクトによる社内研修会・セミナー等の実施(随時)

長時間労働対策への取り組み

- ・チーム内の業務状況の情報共有／上長による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底(2025 年 4 月～毎月)
- ・毎月 1 回の有休奨励日(インプットホリデー)の継続実施(2025 年 4 月～)
- ・労働時間・有給取得日数などの実績の全社定期的報告の実施(各事業年度 7 月～)